

入札説明書

1 発注工事の概要

工事名	青木内浜幹線改築工事
工事場所	米子市富士見町二丁目地内
工期	契約締結日から平成28年3月11日まで
工事内容	管渠 ^{きよ} 更生工 内径600mm 更生延長10.0m 製管工法（自立管） 防食被覆工 特殊マンホール（3,500mm×2,900mm）1か所 塗布型D種ライニング
予定価格	11,487,960円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
最低制限価格	次の計算式により算出された額。ただし、当該算出された額が予定価格の10分の8に満たないときは、予定価格の10分の8に相当する額とする。 (直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費×9/10＋一般管理費×3/10)×1.08
契約保証金	請負代金の10分の1以上
前払金	請負代金の10分の4以内
部分払又は 中間前払	米子市建設工事執行規則（平成17年米子市規則第106号）の規定に基づく部分払制度か中間前金払制度のいずれかを契約締結時に選択。

2 入札参加資格者

入札参加資格者は、市長が定める平成27・28年度建設工事指名競争入札参加資格（登録区分は、土木一式工事（一般）とする。）を有する単独企業で、次の表の左欄に掲げる項目について、同表の右欄に定める条件を全て満たす者とする。

工法	本件工事に係る管渠 ^{きよ} に適用しようとする下水道管渠 ^{きよ} の更生工法について、公益財団法人日本下水道新技術機構（旧財団法人下水道新技術推進機構）の建設技術審査証明事業（下水道技術）実施要領に基づき審査証明書の交付を受けた工法で施工することができること。
配置技術者	この表の工法の項に定める工法に関する講習を受講した技術者で、かつ、申込者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、入札参加申込日以前の3か月以上前から継続しているものをいう。以下同じ。）にある者を、本件工事に配置することができること。
現場代理人	申込者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を、本件工事に専任で配置することができること。
住所要件	米子市内に本店又は営業所（入札参加申込時点において、契約の締結に関する権限についての年間委任状が、米子市に提出されているものに限る。）を有すること。

指名停止	入札参加申込時点において、米子市建設工事等指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成26年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
経営状況	破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
その他	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により入札参加資格を有しない者でないこと。

3 設計図書の販売等

本件入札における設計図書の販売については、次のとおりとする。なお、入札者は、必ず当該設計図書の購入をすること。

販売場所	（有）青光社 電話 0859-33-0698 FAX 0859-33-0859 ※購入希望者は、必ず事前に米子市ホームページ掲載の申込書様式にてファクシミリで販売店に申込むこと。なお、申込後の購入キャンセルはできません。
販売期間	平成27年10月5日（月）から同月21日（水）までの日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで
販売価格	64円（図面のみの金額）

4 設計図書に対する質問及び回答

質問先	米子市総務部入札契約課 FAX 0859-23-5368 ※質問事項を記載した書面（様式第4号）をファクシミリで送付のこと。
受付期間	平成27年10月5日（月）から同月21日（水）までの日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
回答方法	米子市ホームページに順次掲載。なお、質問がなかった場合には、掲載はしない。

5 入札参加申込みの期限等

申込期限	平成27年10月16日（金）午後5時
申込場所	鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市総務部入札契約課 電話 0859-23-5364
提出書類	次の書類を、記載要領に基づき各1部を持参の上、提出すること。 （1）入札参加申込書（様式第1号） （2）配置予定技術者調書（様式第2号） （3）資本的関係等確認調書（様式第3号）

	<p>※提出書類様式電子データ（ワード形式）の希望者は、総務部入札契約課（keiyaku@city.yonago.lg.jp）まで、電子メールにて、工事名を明記の上、「提出書類様式希望」と送信すること。</p>
指名通知	<p>平成27年10月19日（月）に入札参加申込者に審査結果を通知の予定。 なお、次のいずれかの要件に該当するときは、指名を行わないものとする。</p> <p>(1) 入札参加資格者としての条件を満たさないとき。</p> <p>(2) 市が発注している工事（その瑕疵修補等の工事を含む。）の施工が著しく遅れているとき。</p> <p>(3) 賃金及び下請代金の支払並びに労働福祉の状況が著しく不健全であると認められるとき。</p> <p>(4) 市長が公共工事の受注者としてふさわしくないと認めるとき。</p> <p>(5) 本件入札において、次のいずれかの関係にある入札参加希望者があったとき。ただし、この場合にあっては、平成23年10月1日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の29第1項の規定による経営事項審査に係る土木一式工事（一般）の総合評定値において、最も高い点数を保有する代表者を有する入札参加希望者のみを指名するものとする。</p> <p>ア 入札参加希望者が他の入札参加希望者の議決権保有者（その会社の株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を保有する者をいう。以下同じ。）である関係</p> <p>イ 入札参加希望者と他の入札参加希望者が、同一の会社の議決権保有者である関係</p> <p>ウ 入札参加希望者の取締役（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。以下同じ。）が他の入札参加希望者の取締役を兼ねている関係</p> <p>エ 入札参加希望者の取締役と他の入札参加希望者の取締役が、同一の会社の取締役を兼ねている関係</p> <p>オ その他上記の関係に準ずる関係</p>
その他	<p>配置予定技術者について、同時期に発注される米子市の他の競争入札と同一人である場合には、「建設工事に係る配置予定技術者の取扱い」（平成21年6月1日適用）により取扱う。</p>

6 入札日等

入札日	平成27年10月30日（金）午後1時40分
入札場所	鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市役所本庁舎第202会議室
入札書の提出	<p>郵便入札方式とする。</p> <p>(1) 郵送方法 設計図書販売店にて配布する指定封筒により、配達日指定郵便、かつ、特定記録郵便、簡易書留又は一般書留のいずれかの手続きを郵便局で行うこと。</p> <p>(2) 差出期限 平成27年10月26日（月）</p> <p>(3) 指定配達日 平成27年10月29日（木）※日付を間違えないこと。</p> <p>(4) 提出物 入札書及び工事内訳書</p>

入札保証金	免除
その他	<p>(1) 入札者は、入札時に立会人として参加することができる。ただし、1入札者当たり1人を上限とする。</p> <p>(2) 入札者が1者であっても、入札は執行するものとする。</p> <p>(3) 入札が完了に至るまでは、入札を辞退することができる。</p> <p>(4) 落札となるべき価格と同一価格の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定する。この場合において、くじを引くべき入札者が、当該入札の立会者として参加している場合はその者が、参加していない場合は入札事務に関与しない職員が当該入札者に代わってくじ引きを行うものとする。</p> <p>(5) 入札において予定価格に達する者がいない場合は、2回目の入札を郵便入札で行う。ただし、当該入札に参加することができる者は、当初の入札に参加した者に限る。</p>

7 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、米子市総務部入札契約課（電話0859-23-5364・ファクシミリ0859-23-5368）とする。
- (2) 入札参加申込みは、入札参加の意向を確認するものであって、必ず指名されるとは限らない。
- (3) 提出された資料は、返却しないものとする。なお、提出された資料は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。
- (4) 本入札説明書に記載のない手続きについては、地方自治法施行令、米子市建設工事執行規則又は米子市が定める工事入札関係手続きに基づくものとする。

様式第1号

入札参加申込書

平成 年 月 日

米子市長 野坂康夫様

工事名 青木内浜幹線改築工事

上記工事の公募型指名競争入札に参加を申し込みます。

(会社の住所、名称及び代表者名)

印

連絡先：担当者
：電話番号
：ファクシミリ番号

配置予定技術者調書

会 社 名	
配置予定技術者の氏名	

<記載要領>

- 1 入札参加資格者条件となっている技術者を記載すること。入札参加条件となっている公益財団法人日本下水道新技術機構（旧財団法人下水道新技術推進機構）の建設技術審査証明事業（下水道技術）実施要領に基づき審査証明書の交付を受けた工法の講習を受講したことのわかる技術者証の写しを添付すること。
- 2 配置予定技術者は、3か月以上の継続雇用者であること。継続雇用者であることが確認できる書類（健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者資格取得認定通知書の写し等）を添付すること
- 3 指名通知後の配置技術者の変更は、原則として認めない。

資本的関係等確認調書

資本的・人的関係のある者の 住所・名称	当該関係人との関係

<記載要領>

- 1 「資本的・人的関係のある者の住所・名称」欄には、米子市建設工事入札参加資格者のみを記載すること。
- 2 自社及び自社の役員の保有株式を合わせて他の米子市建設工事入札参加資格者の総株数の25%以上を保有するものを記載すること。(関係業者が上場企業である場合は、法人(自社)保有のもののみ記載)
- 3 役員が他の建設業者の役員を兼ねているものは、常勤・非常勤を問わず記載すること。(監査役については、記載の必要なし)
- 4 該当がない場合は、「該当なし」と記載し提出すること。

工 事 費 内 訳 書

入札者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

1 工事名 青木内浜幹線改築工事

2 入札金額 円(税抜き)

3 入札金額の内訳 (単位:円)

直接工事	管路		
	管きよ更生工(既設管径600mm)	一式	円
	防食被覆工	一式	円
	計		円
共通仮設費計			円
純工事費			円
現場管理費			円
工事原価計			円
一般管理費			円
工事価格			円

注意事項

- 1 本様式の区分に従って記入すること。
- 2 記入漏れ等がある場合には適正な履行ができないと判断し、失格とすることがあるので内容を確認の上、提出すること。

工 事 設 計 書

平成 27 年度 下水道事業特別会計	部長	課長	係長	主任	審査	設計
--------------------	----	----	----	----	----	----

工 事 件 名	青木内浜幹線改築工事	工 期	平成28年3月11日まで
施 工 場 所	米子市富士見町二丁目地内		

設計金額 ￥ _____ 円也

費 目	円	(内訳) 平成 年度	平成 年度	備 考
本 工 事 費				
計				

米子市下水道部

説 明	築 造 内 容
<p>本工事は、青木内浜幹線の管渠更生及びマンホール防食被覆による改築工事を行うものである。</p>	<p>・ 管きょ更生工 内径600mm 更生延長 10.0 m</p>
	<p>製管工法（自立管）</p>
	<p>・ 防食被覆工 特殊マンホール（3,500×2,900mm） 1 箇所</p>
	<p>塗布型D種ライニング</p>

総括情報表

事務所 設計書名 変更回数 事業名 適用単価区分 適用単価地区 単価適用日 諸経費体系 ファイル名	55 米子市 (下水道) 実施設計書 当初 27-*****-270902-40 0 1 実施単価 30 米子市 0-27.09.01(0) 1 公共	
	当 世 代	前 世 代
工種 イメージアップ経費 施工地域 緊急工事 契約保証区分 豪雪割増 労務割増パターン 労務割増 冬期補正係数	31 下水道 (2) 00 率計上しない 01 市街地 00 通常工事 0% 01 金銭保証 (0.04%) 01 豪雪割増あり 02 時間的制約を受ける作業 1.5 00 0級地 0.0%	
	建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の業者負担額、労務管理費、安全訓練等に要する費用等）が必要であり、本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。	

本工事費 内訳書

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
本工事費									X1000	
管路									Y10ZZ	
管きよ更生工 既設管径600mm					一	式			Y2999	
管きよ内面被覆工（製管工法）					一	式			Y3999	
更生材料					一	式			Y4999	
更生材料									VV1001	0
製管	1				一	式				単第0-0001 表
製管工（牽引式）						m			Y4999	
更生管材接続工（融着）									VV2006	0
	10.0					m				単第0-0002 表
									VV2003	0
	2					箇所				単第0-0005 表

本工事費 内訳書

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
裏込め			一式			Y4999
裏込め	1		一式			VV2101 0 単第0-0006 表
仕上			一式			Y4999
仕上	1		一式			VV2201 0 単第0-0014 表
仮設備			一式			Y4999
仮設備	1		一式			VV2301 0 単第0-0016 表
機械器具損料			一式			Y4999
機械器具損料	1		一式			VV2401 0 単第0-0023 表
換気工						Y3999

本工事費 内訳書

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
換気設備						Y4999
換気工	1		一式			VV3004 0 単第0-0024 表
防食被覆工						Y2999
前処理工						Y3999
洗浄工	40.2		m ²			VM1001 0 単第0-0028 表
はつり工 (超高压水)	40.2		m ²			VM1008 0 単第0-0032 表
下地調整 (断面修復) 工	40.2		m ²			VM1006 0 単第0-0036 表
殻運搬 Co(無筋・鉄筋)構造物とりこわし 人力積込 DID区間有り 運搬距離10.5km以下(8.0km超) 約8.5km カネックス株	0.4		m ³			SPK15040099 0 A=1, B=2, C=2, D=46 単第0-0038 表
投棄料			一式			#0041 C=

本工事費 内訳書

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
処分費									TTV0440	0
	0.9		t							
塗布型D種ライニング工									Y3999	
塗布型D種ライニング									VM1007	0
	40.2		m ²							単第0-0039 表
直接工事費										
準備費									Z0005	
既設管内洗浄工									VV4001	0
	1		一式							単第0-0041 表
既設管内調査工									VV4101	0
	1		一式							単第0-0045 表
安全費									Z0009	
換気工 施工前管きよ内調査									VV3001	0
	1		一式							単第0-0048 表

本工事費 内訳書

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
交通誘導警備員A									V9998	0
	23			人						単第0-0049 表
交通誘導警備員B									V9999	0
	23			人						単第0-0050 表
共通仮設費										
** 共通仮設費計 **										
** 純工事費 **										
現場管理費										
** 工事原価 **										
一般管理費率分										
契約保証費										

施工単価表

単第0-0002 表

VV2006

製管工（牽引式）

1 m 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
土木一般世話役	1	人			R0250 1
特殊作業員	4	人			R0010 1
普通作業員	3	人			R0020 1
発動発電機運転 ディーゼル 37 / 45kVA 排出ガス対策型1次基準	1	日			S9471 単第0-0003 表
発動発電機運転 ディーゼル 20 / 25kVA 排出ガス対策型1次基準	1	日			S9471 単第0-0004 表
諸雑費	10	%			#01
全体割増		m			+00
*** 単位当たり ***	1	m			

施工単価表

単第0-0003 表

1 日 当り

発動発電機運転
ディーゼル 37/45kVA

S9471
排出ガス対策型1次基準

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
軽油 小型ローリー (パトロール給油)	43.00	L			T0202
発動発電機[ディーゼルエンジン駆動・排対型(1次)] 定格容量(50/60Hz)37/45kVA	1.10	供用日			MJ753
諸雑費	1	一式			#91
*** 単位当たり ***	1	日			
A=9 ディーゼル 37/45kVA C=1.1 機械損料数量 (供用日/日)			B=43 軽油消費量 (L/日) D=2 排出ガス対策型1次基準		
[参考] 豪雪割増ありの場合 損料表⑮欄 = ⑨欄 * (④欄 / ⑤欄) + (⑩欄 * 1.1) = 1,510 * (100 / 120) + (1,980.0)					
損料表⑮欄 = 3,190					

施工単価表

単第0-0005 表

VV2003

1 箇所 当り

更生管材接続工（融着）

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
土木一般世話役	1	人			R0250
特殊作業員	3	人			R0010
普通作業員	2	人			R0020
融着機損料	1.4	日			TK2001 1
諸雑費	30	%			#01
全体割増		箇所			+00
*** 単位当たり ***	1	箇所			

施工単価表

単第0-0006 表

VV2101

裏込め

1 式 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
注入口取付工	1	回			VV2102 単第0-0007 表
注入工	0.573	m ³			VV2106 単第0-0010 表
*** 単位当たり ***	1	一式			

施工単価表

単第0-0007 表

VV2102

1 回 当り

注入口取付工

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
粘土モルタル 配合 1 : 1 t = 5 cm	0.006	m ³			VV2103 単第0-0008 表
土木一般世話役	0.09	人			R0250
普通作業員	0.27	人			R0020
注入口損料	1	組			VV2104 単第0-0009 表
諸雑費	1	式			#91
*** 単位当たり ***	1	回			

施工単価表

単第0-0009 表

VV2104

1 組 当り

注入口損料

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
注入ホース 高圧ホース φ50mm 20m	1	本			TCS1001
圧力ゲージプロテクター	1	個			TCS1002
圧力ゲージ	1	個			TCS1003
ボールバルブ 青銅製管端コア付きバルブ 10K ねじ込み φ50mm	2	個			TCS1004
カムロック φ50mm (オス・メス)	2	個			TCS1005
(b) 割増		組			+00
塩ビパイプ 一般管VP φ50mm	1	本			TCS0001
塩ビエルボ TS継手 φ50mm 90°	2	個			TCS0002
塩ビバルブソケット TS継手	2	個			TCS0003
*** 単位当たり ***	1	組			

施工単価表

単第0-0010 表

VV2106

1 m3 当り

注入工

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
裏込材	2.8	m3			TU0001
土木一般世話役	1	人			R0250
特殊作業員	2	人			R0010
普通作業員	3	人			R0020
クレーン付トラック運転 ベーストラック4t級・2.9t吊	1	日			S9057 単第0-0011 表
給水車運転 4t	1	日			VV2107 単第0-0012 表
発動発電機運転 ディーゼル 50/60kVA 排出ガス対策型1次基準	1	日			S9471 単第0-0013 表
自動注入装置損料	1	日			TU0003
諸雑費	1	式			#91
全体割増		m3			+00
*** 単位当たり ***	1	m3			

施工単価表

単第0-0011 表

S9057

1 日 当り

クレーン付トラック運転
ベーストラック4t級・2.9t吊

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
軽油 小型ローリー (パトロール給油)	38.00	L			T0202
特殊運転手	1.00	人			R0140
トラック[クレーン装置付] ベーストラック4t級吊能力2.9t	1.20	供用日			M0376
諸雑費	1	一式			#91
*** 単位当たり ***	1	日			
A=4 ベーストラック4t級・2.9t吊 C=1 運転労務数量(人/日) E=0 労務単価の夜間等割増率			B=38 軽油消費量(L/日) D=1.2 機械損料数量(供用日/日)		
[参考] 豪雪割増ありの場合 損料表⑮欄 = ⑨欄 * (③欄 / ⑤欄) + (⑩欄 * 1.1) = 625 * (760 / 160) + (6,820.0)					
損料表⑮欄 = 9,820					

施工単価表

単第0-0012 表

VV2107

1 日 当り

給水車運転
4 t

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
軽油 小型ローリー (パトロール給油)	19	L			T0202
一般運転手	1	人			R0150
給水車 4 t	1.6	日			TU0002
諸雑費	1	一式			#91
*** 単位当たり ***	1	日			

施工単価表

単第0-0015 表

VV2202

1

箇所 当り

本管口仕上工

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
モルタル 配合 1 : 2 t=5cm	0.003	m ³			TTC0456
土木一般世話役	0.13	人			R0250
特殊作業員	0.25	人			R0010
普通作業員	0.25	人			R0020
諸雑費	1	式			#91
*** 単位当たり ***	1	箇所			

施工単価表

単第0-0016 表

VV2301

1 式 当り

仮設備

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
仮設備設置撤去工 設置	3	回			VV2302 単第0-0017 表
仮設備設置撤去工 撤去	3	回			VV2303 単第0-0018 表
仮製管工	1	回			VV2306 単第0-0019 表
製管機搬入組立工	1	回			VV2307 単第0-0021 表
製管機分解搬出工	1	回			VV2308 単第0-0022 表
*** 単位当たり ***	1	一式			

施工単価表

単第0-0017 表

VV2302

1 回 当り

仮設備設置撤去工
設置

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
土木一般世話役	1	人			R0250 1
特殊作業員	2	人			R0010 1
普通作業員	3	人			R0020 1
クレーン付トラック運転 ベーストラック4 t級・2.9 t吊	1	日			S9057 単第0-0011 表
諸雑費	1	%			#01
全体割増		回			+00
*** 単位当たり ***	1	回			

施工単価表

単第0-0018 表

VV2303

1 回 当り

仮設備設置撤去工
撤去

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
土木一般世話役	1	人			R0250 1
特殊作業員	2	人			R0010 1
普通作業員	3	人			R0020 1
クレーン付トラック運転 ベーストラック4 t級・2.9 t吊	1	日			S9057 単第0-0011 表
諸雑費	1	%			#01
全体割増		回			+00
*** 単位当たり ***	1	回			

施工単価表

単第0-0019 表

VV2306

1 回 当り

仮製管工

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
土木一般世話役	0.06	人			R0250 1
特殊作業員	0.12	人			R0010 1
普通作業員	0.18	人			R0020 1
発動発電機運転(賃料) ディーゼル60kVA 排出ガス対策型1次基準	0.06	日			S9469 単第0-0020 表
諸雑費	11	%			#01
*** 単位当たり ***	1	回			

施工単価表

単第0-0020 表

1 日 当り

発動発電機運転(賃料)

S9469

排出ガス対策型1次基準

ディーゼル60kVA

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
軽油 小型ローリー (パトロール給油)	58.000	L			T0202
発動発電機 排出ガス対策型1次, 2次(賃料) ディーゼルエンジン駆動 60KVA	1.100	供用日			KR020005
諸雑費	1	一式			#91
*** 単位当たり ***	1	日			
A=9 ディーゼル60kVA C=1.1 機械賃料数量(供用日/日)			B=58 燃料消費量(L/日) D=2 排出ガス対策型1次基準		

施工単価表

単第0-0021 表

VV2307

1 回 当り

製管機搬入組立工

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
土木一般世話役	1	人			R0250
特殊作業員	2	人			R0010
普通作業員	2	人			R0020
クレーン付トラック運転 ベーストラック4 t級・2.9 t吊	1	日			S9057 単第0-0011 表
諸雑費	1	式			#91
全体割増		回			+00
*** 単位当たり ***	1	回			

施工単価表

単第0-0022 表

VV2308

1 回 当り

製管機分解搬出工

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
土木一般世話役	1	人			R0250
特殊作業員	2	人			R0010
普通作業員	2	人			R0020
クレーン付トラック運転 ベーストラック4 t級・2.9 t吊	1	日			S9057 単第0-0011 表
諸雑費	1	式			#91
全体割増		回			+00
*** 単位当たり ***	1	回			

施 工 単 価 表

単第0-0023 表

VV2401

1 式 当り

機械器具損料

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
機械器具損料	1	一式			TKK001
*** 単位当たり ***	1	一式			

施工単価表

単第0-0024 表

VV3004

1 式 当り

換気工

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
換気設備	21	日			VV3002 単第0-0025 表
*** 単位当たり ***	1	一式			

施工単価表

単第0-0025 表

VV3002

1 日 当り

換気設備

名称・規格など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
換気設備工	1			日					VV3003	単第0-0026 表
*** 単位当たり ***	1			日						

施工単価表

単第0-0026 表

VV3003

1 日 当り

換気設備工

名称・規格など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
軸流ファン[軸流式・定風量型] 風量50/60(50/60Hz)m3/min風圧0.3/0.4kPa	1		日						M2240	1
発動発電機運転(賃料) ディーゼル25kVA 排出ガス対策型1次基準	1		日						S9469	単第0-0027 表 1
諸雑費	12		%						#01	
*** 単位当たり ***	1		日							

施工単価表

単第0-0027 表

1 日 当り

発動発電機運転(賃料)

S9469

排出ガス対策型1次基準

ディーゼル25kVA

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
軽油 小型ローリー (パトロール給油)	23.000	L			T0202
発動発電機 排出ガス対策型1次, 2次(賃料) ディーゼルエンジン駆動 25KVA	1.100	供用日			KR020003
諸雑費	1	一式			#91
*** 単位当たり ***	1	日			
A=6 ディーゼル25kVA C=1.1 機械賃料数量(供用日/日)			B=23 燃料消費量(L/日) D=2 排出ガス対策型1次基準		

施工単価表

単第0-0028 表

VM1001

1 m² 当り

洗浄工

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
土木一般世話役	1.0	人			R0250
特殊作業員	1.0	人			R0010
高圧洗浄車運転工 154 k w (210PS) 4 t	1.0	日			VM1002 単第0-0029 表
強力吸引車運転工 154 k w (210PS) 4 t	1.0	日			VM1003 単第0-0030 表
給水車運転工 154 k w (210PS) 4 t	1.0	日			VM1004 単第0-0031 表
1m ² 当り		m ²			+00
*** 単位当たり ***	1	m ²			

施工単価表

単第0-0029 表

VM1002

1 日 当り

高圧洗浄車運転工
154kw (210PS) 4t

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
軽油 小型ローリー (パトロール給油)	37.0	L			T0202
特殊運転手	1.0	人			R0140
高圧洗浄車損料 4t 154kw (210PS)	6.0	時間			TKR0001
*** 単位当たり ***	1	日			

施工単価表

単第0-0030 表

VM1003

1 日 当り

強力吸引車運転工
154kw (210PS) 4t

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
軽油 小型ローリー (パトロール給油)	48.0	L			T0202
特殊運転手	1.0	人			R0140
強力吸引車損料 4t 154kw (210PS)	6.0	時間			TKR0002
*** 単位当たり ***	1	日			

施工単価表

単第0-0031 表

VM1004

1 日 当り

給水車運転工
154kw (210PS) 4t

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
軽油 小型ローリー (パトロール給油)	37.0	L			T0202
特殊運転手	1.0	人			R0140
給水車損料 4t 154kw (210PS)	6.0	時間			TKR0003
*** 単位当たり ***	1	日			

施工単価表

単第0-0032 表

VM1008

はつり工 (超高压水)

1 m² 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
土木一般世話役	1.0	人			R0250 1
特殊作業員	4.0	人			R0010 1
普通作業員	2.0	人			R0020 1
超高压水発生装置運転工 200MPa以上	5.0	時間			VM1009 単第0-0033 表
ウォータージェットガン損料	5.0	時間			TKR0008
コンプレッサー運転工 2.5m ³ /min 19KW(26PS)	1.0	日			VM1010 単第0-0034 表
諸器具	1	一式			TKR0010
強力吸引車運転工 154kw (210PS) 4t	1.0	日			VM1003 単第0-0030 表
給水車運転工 154kw (210PS) 4t	1.0	日			VM1004 単第0-0031 表
クレーン付トラック運転 ベ-トラック4t級吊能力2.9t 132kW	1.0	日			VM1011 単第0-0035 表
雑消耗品費	5	%			#01
1m ² 当り		m ²			+00

施工単価表

単第0-0032 表

VM1008

1 m² 当り

はつり工 (超高压水)

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
*** 単位当たり ***	1	m ²			

施工単価表

単第0-0033 表

VM1009

1 時間 当り

超高压水発生装置運転工
200MPa以上

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
軽油 小型ローリー (パトロール給油)	60.40	L			T0202
特殊運転手	0.28	人			R0140
超高压水発生装置 200MPa以上	1.00	時間			TKR0007
*** 単位当たり ***	1	時間			

施工単価表

単第0-0034 表

VM1010

1 日 当り

コンプレッサー運転工
2.5m3/min 19KW(26PS)

名称・規格など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
軽油 小型ローリー (パトロール給油)	18.0		L						T0202	
コンプレッサー損料 2.5m3/min 19kw(26PS)	1.0		日						TKR0009	
*** 単位当たり ***	1		日							

施工単価表

単第0-0035 表

VM1011

1 日 当り

クレーン付トラック運転
ベーストラック4t級吊能力2.9t 132kW

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
軽油 小型ローリー (パトロール給油)	39.6	L			T0202
トラック[クレーン装置付] ベーストラック4t級吊能力2.9t	1.0	時間			M0376
*** 単位当たり ***	1	日			

施工単価表

単第0-0036 表

VM1006

1 m² 当り

下地調整（断面修復）工

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
土木一般世話役	1.0	人			R0250 1
左官	1.0	人			R0350 1
普通作業員	1.0	人			R0020 1
トラック運転 2 t積 98 kW	1.0	日			VM1012 単第0-0037 表
断面修復材 10.0mm	8	m ²			TKR0004
諸雑費	5	%			#01
1m ² 当り		m ²			+00
*** 単位当たり ***	1	m ²			

施工単価表

単第0-0037 表

VM1012

トラック運転
2 t積 98 kW

1 日 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
軽油 小型ローリー (パトロール給油)	14.7	L			T0202
損料 (供用)	1.0	日			W00001 供用 1 日当損料
*** 単位当たり ***	1	日			

施工単価表

単第0-0038 表

SPK15040099

殻運搬

Co(無筋・鉄筋)構造物とりこわし 人力積込
 機械構成比： 19.93% 労務構成比： 68.00%

DID区間有り 運搬距離10.5km以下(8.0km超) 約8.5km カネックス(株)
 材料構成比： 12.07% 市場単価構成比： 0.00%

1 m3 当り
 標準単価：

代表機材規格	構成比	単価(積算地区)	代表機材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 2t積級 (タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む)	19.93%		ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 2t積級 (タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む)		MTPC00016T1 MTPT00016T1
一般運転手	68.00%		一般運転手		RTPC00007 RTPT00007
軽油 小型ローリー (パトロール給油)	12.07%		軽油1.2号パトロール給油		TTPC00013 TTPT00013
積算単価			積算単価		EP001
A=1 C=2	Co(無筋・鉄筋)構造物とりこわし DID区間有り		B=2 D=46	人力積込 運搬距離10.5km以下(8.0km超)	

施工単価表

単第0-0039 表

VM1007

1 m² 当り

塗布型D種ライニング

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
土木一般世話役	1.0	人			R0250 1
左官	1.0	人			R0350 1
特殊作業員	1.0	人			R0010 1
普通作業員	2.0	人			R0020 1
トラック運転 2 t積 98 kW	1.0	日			VM1012 単第0-0037 表
発動発電機運転 ガソリン 2kVA 普通型	1.0	日			VM1013 単第0-0040 表
電動工具損料	1.0	日			TKR0005
D種ライニング材 ライニング材+トップコート	8.0	m ²			TKR0006
諸雑費	5	%			#01
1m ² 当り		m ²			+00
*** 単位当たり ***	1	m ²			

施工単価表

単第0-0040 表

VM1013

普通型

1 日 当り

発動発電機運転
ガソリン 2kVA

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
ガソリン レギュラー スタンド	7.1	L			T0201
発動発電機[ガソリンエンジン駆動] 定格容量2kVA	1	日			M2742
*** 単位当たり ***	1	日			

施工単価表

単第0-0041 表

1 式 当り

既設管内洗浄工

VV4001

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
管きよ内洗浄工	10.0	m			VV4002 単第0-0042 表
*** 単位当たり ***	1	一式			

施工単価表

単第0-0042 表

VV4002

1 m 当り

管きよ内洗浄工

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
清掃技師	1	人			R0250
清掃作業員	1	人			R0010
高圧洗浄車運転工 147kw (200PS) 4t	1	日			VV4003 単第0-0043 表
給水車運転工 4t	1	日			VV4004 単第0-0044 表
全体割増		m			+00
*** 単位当たり ***	1	m			

施工単価表

単第0-0043 表

VV4003

1 日 当り

高圧洗浄車運転工
147kw (200PS) 4t

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
軽油 小型ローリー (パトロール給油)	35.4	L			T0202
特殊運転手	1	人			R0140
高圧洗浄車損料 147kw (200PS) 4t	6	時間			TSM0001
*** 単位当たり ***	1	日			

施工単価表

単第0-0044 表

VV4004

1 日 当り

給水車運転工
4 t

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
軽油 小型ローリー (パトロール給油)	31.8	L			T0202
一般運転手	1	人			R0150
給水車 4 t	6	日			TU0002
*** 単位当たり ***	1	日			

施工単価表

単第0-0045 表

1 式 当り

VV4101

既設管内調査工

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
本管TV調査工	10.0	m			VV4102 単第0-0046 表
*** 単位当たり ***	1	一式			

施工単価表

単第0-0046 表

VV4102

1 m 当り

本管TV調査工

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
管路調査技師 (外業)	1	人			R0930
管路調査助手 (外業)	1	人			R0940
管路調査作業員	2	人			R0020
TVカメラ搭載車運転工 95.5kw (130PS) 2 t	1	日			VV4103 単第0-0047 表
全体割増		m			+00
*** 単位当たり ***	1	m			

施工単価表

単第0-0047 表

VV4103

1 日 当り

TVカメラ搭載車運転工
95.5kw (130PS) 2t

名称・規格など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
ガソリン レギュラー スタンド	40.8		L						T0201	
一般運転手	1		人						R0150	
TVカメラ搭載車損料	6		時間						TSM0002	
*** 単位当たり ***	1		日							

施工単価表

VV3001

単第0-0048 表

1 式 当り

換気工
施工前管きよ内調査

名称・規格など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
換気設備	1	日			VV3002 単第0-0025 表
*** 単位当たり ***	1	一式			

施工単価表

単第0-0049 表

1 人 当り

V9998

交通誘導警備員A

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
交通誘導警備員A	1	人			R0368
全体割増		人			+00
*** 単位当たり ***	1	人			

施工単価表

単第0-0050 表

V9999

1 人 当り

交通誘導警備員B

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
交通誘導警備員B	1	人			R0369
全体割増		人			+00
*** 単位当たり ***	1	人			

数量総括表

工種	種別	細別	規格	単位	数量	備考
管きよ更生工 (管径600mm)						
	管きよ内面被覆工 (製管工法)	更生材料		式	1	
		製管		m	10.0	
		裏込め		式	1	
		仕上		式	1	
		仮設備		式	1	
		機械器具損料		式	1	
	換気工	換気設備		式	1	
防食被覆工						
	前処理工	洗浄工		m ²	40.2	
		はつり工	超高压水	m ²	40.2	
		下地調整工	t =10mm	m ²	40.2	
		殻運搬処理		m ³	0.4	
	塗布型D種ライニング工	下団平成24年版 指針案準拠	t =2.5mm	m ²	40.2	

1 仕様書

この契約において仕様書とは、特に定めのない限り「鳥取県土木工事共通仕様書」をいう。

2 下請関係の合理化について

- (1) この契約に係る工事的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は、「建設産業における生産システム合理化指針」及び「鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針」の趣旨に則り、優良な専門工事業者の選定、合理的な下請契約の締結、代金支払等の適正な履行、適正な施工体制の確立、下請における雇用管理等の指導等を行い本指針の遵守に努めること。
- (2) 中小建設業者に対する取引条件の適正化及び資金繰りの安定化等に資するため、元請業者は下請業者に対して、発注者から受取った前払金の下請業者への支払い、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等、下請代金支払の適正化について配慮すること。
- (3) 請負者は、下請契約を締結した場合は、施工体制台帳及び施工体系図を発注者に速やかに提出しなければならない。また、当該施工体制台帳及び施工体系図下に変更があったときは、変更が生じた日から20日以内（完成時においては、完成通知書の提出時）に変更後の書類を提出しなければならない。
- (4) 工事の一部を第三者に請け負わせる場合、又は工事に伴う交通誘導等の業務を第三者に委託する場合には、市内及び県内業者（以下「市内業者等」という。）との契約に努めること（優先順位は市内、県内の順位とする）。ただし、技術的に施工又は対応できる市内業者等がない工事等を請け負わせ又は業務を委託する場合、あるいは市内業者等で施工できても工程的に間に合わない等、特段の理由がある場合は、この限りでない。

3 建設資材等について

- (1) 工事に使用する資材については適法に生産されたものとする。
- (2) この契約に係る建設資材納入業者との契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害しないよう公正な取引を確保するよう努めること。
- (3) 工事に使用する資材については、「県土整備部リサイクル製品使用基準」に基づき、リサイクル製品を積極的に活用すること。
- (4) リサイクル製品以外の工事に要する資材の使用順位は、次のとおりとする。
 - ① 市内産の資材がある場合は、市内産の資材の使用に努めること。ない場合は、県内産について同様の取り扱いとする。
 - ② 県外産の資材を使用する場合は、市内に本社又は営業所、支店等を有する販売業者（以下「市内販売業者」という。）から購入した資材の使用に努めること。市内販売業者がないときは、県内販売業者について同様の取り扱いとする。ただし、当該資材について市内販売業者又は県内販売業者がない場合は、この限りでない。

4 工事の安全確保について

この契約に係る工事の施工に当たっては、労働安全衛生法、労働安全衛生規則等を遵守し、労働災害の防止に努め、また工事中の交通事故防止について、特に留意すること。

5 建設機械の使用について

- (1) 標準操作方式建設機械を使用するよう努めること。
- (2) 施工現場及びその周辺の環境改善を図るため、低騒音型・低振動型の建設機械を使用するよう努めること。
- (3) 排ガス対策型建設機械の使用については、排ガス対策型建設機械の使用基準について（平成17年11月15日付第200500080172号県土整備部長通知）によること。

6 団体加入車の使用促進について

「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体への加入車の使用を促進するよう努めること。

7 ダンプトラック等による運搬について

- (1) 積載重量制限を超えて工事用資機材等を積み込まず、また積み込ませないようすること。
- (2) さし柵装着車、不表示車等による違法運行は行わず、また行わせないようにすること。
- (3) 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から工事用資機材等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- (4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柵装着車、不表示車等による違法運行を行っている場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- (5) 建設副産物の処理及び工事用資機材等の搬入・搬出等に当たって、下請事業者及び工事用資機材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- (6) 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
- (7) 産業廃棄物の運搬車については、車体の外側に、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けること。また、産業廃棄物処理業者に委託して産業廃棄物を運搬する場合、この表示、備え付けを行わせること。
- (8) 以上のことにつき、元請建設業者は下請建設業者を十分指導すること。

8 不正軽油使用の禁止について

工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬入車両を含む）並びに建設機械等の燃料として、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を使用しないこと。

9 建設業退職金共済制度への加入等

- (1) 建設業者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に加入すると共に、その建退共の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。ただし、下請けを含むすべての労働者が、中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度、林業退職金制度のいずれかに既に加入済みで、建退共に加入することができないと認められる場合は、この限りでない。
- (2) 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、原則として証紙を下請の延労働者数に応じて現物交付することにより、下請業者の建退共加入及び証紙の貼付を促進すること。なお、現物を交付することができない場合は、掛金相当額を下請代金中に算入することとし、契約書等に明記すること。
- (3) 請負業者は、工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

10 建設業法の遵守について

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）に違反する一括下請その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
- (2) 建設業法第26条の規定により、請負業者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者または、専任の監理技術者については、適切な資格、技術力を有する者（工事現場に常駐して専らその職務に従事するもので、請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置すること。
- (3) 請負業者が工事現場ごとに置かなければならない専任の監理技術者は、1級施工管理技士等の国家資格者等で監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、発注者から請求があったときは監理技術者資格者証を提示すること。
- (4) 建設業法第40条の規定により、請負業者は建設現場ごとに「建設業の許可票」を掲示すること。
- (5) 上記のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

11 労働基準法の遵守

この契約に係る工事の施工に当っては、労働基準法等の趣旨に則り法定労働時間週40時間を遵守すること。

12 建設業からの暴力団排除の徹底について

- (1) 工事の施工に際し、暴力団等の構成員又はこれに準ずる者から不当な要求や妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、監督員に速やかにその旨を報告するとともに、警察に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) この場合において、工程等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに監督員に協議すること。

13 現場代理人、追加技術者、主任技術者及び監理技術者の雇用関係について

- (1) 工事現場に配置する技術者等（技術者等とは、現場代理人、追加技術者、主任技術者、監理技術者及び技能士をいう。）は、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならない。
- (2) 直接的雇用とは、技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用及び権利構成）が存在することをいい、恒常的な雇用関係とは一定の期間（3か月以上）にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者等を工事現場に配置できるとともに技術者等が建設業者が有する技術力を、十分かつ円滑に活用して工事の監理等の業務を行うことができることをいう。

14 労働者の福祉向上について

- (1) 建設労働者の適切な賃金水準の確保、社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）への加入など、労働者の福祉向上に努めること。なお、健康保険等の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険等に加入するよう指導に努めること。
- (2) 下請契約の締結に際しては、下請業者へ法定福利費を内訳明示した見積書（標準見積書という。）の提示を求め、提示された場合にはこれを尊重するとともに、社会保険等の法定福利費などの必要経費を適切に考慮するように努めること。

15 産業廃棄物の処理に係る税について

この契約に係る工事で発生する建設廃棄物のうち、鳥取県、岡山県、広島県等の産業廃棄物の処理に係る税条例を施行している自治体内に搬入する建設廃棄物については、産業廃棄物の処理に係る税が課税される場合があるので適切に処理すること。

16 コンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比

コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては5.5パーセント以下、無筋コンクリートについては6.0パーセント以下とする。

17 消費税及び地方消費税の適正転嫁等について

下請契約及び資材購入等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）で禁止された転嫁拒否等行為を行わないなど、適切な対応を行うこと。

18 その他

- (1) 工事施工管理資料等については簡略化名称を使用できることとする。ただし、略称については、発注者と協議の上重複しないよう注意し、また、わかりやすく簡単なものとする。
- (2) コンクリート構造物については、「コンクリート構造物ひびわれ抑制対策指針」に基づき施工するものとする。
- (3) 建設副産物のリサイクル、熱帯木材型枠の削減等、環境対策について積極的に取り組むこと。
- (4) 労務費については、法定労働時間週40時間を考慮したものとしている。
- (5) 請負業者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負業者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）においても同様の義務を負う旨を定めなければならない。

(6) 舗装単独工事（アスファルト）においては、表層工、基層工及び上層路盤工を自社施工しなければならない。ただし、表層工、基層工及び上層路盤工であっても特殊工法部分についてはこの限りでない。

現場説明書

平成23年4月1日改正
特記事項1

仕様書		<p>本工事の施工に当たっては、契約日現在の次に掲げる仕様書等によること。</p> <p>・ <u>鳥取県土木工事共通仕様書</u> ・ <u>下水道工事標準仕様書</u> ・ _____</p>
工程	<p>① (他工事等との調整)</p> <p>② (部分完成、着工保留)</p> <p>③ (施工時間)</p> <p>④ (施工時期選択制度)</p> <p>⑤ (鋼材の調達の遅れによる工期の延長)</p>	<p>_____については、_____と関連するので相互の連絡を密にすること。</p> <p>_____については、_____まで_____ (すること ・ しないこと) 。</p> <p>_____本工事_____の施工時間は、<u>21:00～5:00</u>とする。</p> <p>この工事には、施工時期選択制度を適用する。工事完成期限は、_____までとし、実工事期間は、_____日間とする。</p> <p>なお、契約締結日から着工日前日までの間に資材の搬入、仮設物の設置等の工事の着手を行ってはならない。</p> <p>この工事の工期には、鋼材調達期間として、_____か月を見込んでいるが、請負者の責に帰することができない事由により鋼材の調達が遅れ、工期内に工事を完成することができない場合は、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。</p>
用地関係	<p>① (用地・物件等未処理)</p>	<p>本工事区間の_____には_____があるので、監督員と打合わせのうえ施工を行うこと。</p> <p>なお、_____頃_____の予定である。</p>
支障物件	<p>① (埋設物等の事前調査)</p> <p>② (支障物件)</p> <p>③ (立木の置き場所)</p>	<p>工事にかかる地下埋設物等の事前調査については、[未調査・調査済み]である。</p> <p>_____の施工に当って、_____が支障となっているが、_____までに移設が完了する見込みである。</p> <p>予定どおり処理できなかった場合は別途協議する。</p> <p>工事用地内の立木は伐採し、_____に置くこと。</p>
公害対策	<p>① (騒音振動対策)</p>	<p>「建設工事にともなう騒音振動対策技術指針」を順守すること。</p> <p>本工事の施工に当っては、排出ガス対策型建設機械を使用すること。</p>
安全対策	<p>① (交通安全施設等)</p>	<p>一般交通等に支障を及ぼさないよう十分に注意して施工すること。</p> <p>なお、交通整理の必要日数 <u>23</u> 日を見込んでいる。配置人員として、交通誘導員Aを合計 <u>23</u> 名 (交代要員[有・無])、交通誘導員Bを合計 <u>23</u> 名 (交代要員[有・無])を見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。</p> <p>警備業法に規定する警備員を配置する場合においては、交通誘導員A、交通誘導員Bの定義は以下のとおりとする。</p> <p>交通誘導員Aとは、警備業法第2条第4号に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員をいう。また、交通誘導員Bとは、警備業法第2条第3項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員A以外の交通の誘導に従事する者をいう。</p> <p>なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第14条で規定する以外の者とし、安全教育、安全訓練等を十分行うこと。この場合は交通誘導員Bを配置しているとみなす。</p>
排水濁水処理	<p>① (濁水処理)</p>	<p>工事で発生する濁水に対しては、濁水処理を行うものとし、その工法については、設計図書によるものとする。</p> <p>なお、これにより難しい場合は別途協議すること。</p>

現場説明書

特記事項2

	<p>【建設発生土 (処理)】</p> <p>① (他工事等流用)</p> <p>② (建設技術センター)</p> <p>③ (民間残土受入地)</p>	<p>建設発生土は_____市・町・村_____地内の_____</p> <p>工事現場に運搬 (片道運搬距離_____km) するものとする。</p> <p>建設発生土は_____市・町・村_____地内のセンター事業所に運搬 (片道運搬距離_____km) するものとする。なお、処理費として、1 m³当たり_____円をセンターに支払うこと。</p> <p>建設発生土は_____市・町・村_____地内の_____に運搬 (片道運搬距離_____km) するものとする。なお、処理費として、1 m³当たり_____円を支払うこと。</p>
建設 副 産 物 の 処 理	<p>【コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材 (処理)】</p> <p>④ (分別解体等)</p> <p>⑤ (他工事等流用)</p> <p>⑥ (再資源化施設への搬出)</p> <p>(施設の名称・受入れ費用)</p> <p>(受入れ時間帯)</p> <p>(受入れ条件)</p> <p>⑦ (木材市場等へ売却)</p> <p>⑧ (最終処理等)</p> <p>⑨ (産業廃棄物の処理に係る税)</p>	<p>コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。その方法は、別表のとおりとする。</p> <p>なお、その費用を下記のとおり見込んでいる。</p> <p>コンクリート塊 1 m³当り_____円</p> <p>アスファルト塊 1 m³当り_____円</p> <p>建設発生木材 1 m³当り_____円</p> <p>[Co雑割材・_____]は、_____市・町・村_____地内_____工事現場に運搬 (片道運搬距離_____km) するものとする。</p> <p>コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設への搬出を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが搬出先を変更する場合は理由を付して協議を行うこと。</p> <p>再資源化施設業者等と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとに manifests を発行するものとする。</p> <p>なお、再資源化施設へ搬出が完了したときは、書面により報告すること。</p> <p>コンクリート塊 _____市・町・村_____地内の_____ (運搬距離_____km)、費用 1 t 当り_____円</p> <p>アスファルト塊 _____市・町・村_____地内の_____ (運搬距離_____km)、費用 1 t 当り_____円</p> <p>建設発生木材 _____市・町・村_____地内の_____ (運搬距離_____km)、費用 1 t 当り_____円</p> <p>その他 () _____市・町・村_____地内の_____ (運搬距離_____km)、費用 1 t 当り_____円</p> <p>8時～17時 (平日)</p> <p>ア 路盤材、土砂、金属片等が、混入していないこと。</p> <p>イ コンクリート塊、アスファルト塊の径は500mm以下であること。</p> <p>ウ 建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径_____cm以下、長さ_____m以下であること。</p> <p>エ 2次公害発生の恐れがある物質 (廃油等) を含まないこと。</p> <p>建設発生木材は_____市・町・村_____地内の_____への搬出 (片道運搬距離_____km) を想定し、_____円を見込んでいる。これは、他の木材市場等への売却を妨げるものではないが、売却先を変更する場合は理由を付して協議すること。</p> <p>_____については、_____市・町・村_____地内の産業廃棄物処理場への搬出 (片道運搬距離_____km) を想定し、その費用として 1 t 当たり_____円を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。</p> <p>産業廃棄物処理業者等と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとに manifests を発行するものとする。</p> <p>産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を_____円見込んでいる。</p>

現場説明書

特記事項3

建設副産物の使用	<p>① (建設発生土の使用)</p> <p>② (再生資材の使用)</p>	<p>_____から [当該工事運搬・相手方運搬] の建設発生土を受入れ、使用箇所：_____に使用する。</p> <p>1) C o 雑割材は、_____工事から運搬し、 使用箇所：_____に使用する。</p> <p>2) アスファルト・コンクリート切削殻は、_____工事から運搬し、 使用箇所：_____に使用する。</p> <p>3) ・再生クラッシャーラン [規格： _____] は、 使用箇所： _____に使用する。 ・再生コンクリート砂 [規格： R S - _____] は、 使用箇所： _____に使用する。</p> <p>4) 再生加熱アスファルト混合物 [規格： _____] は、 使用箇所： _____に使用する。</p> <p>5) その他再生資材 [資材名： _____] [規格： _____] は、 使用箇所： _____に使用する。</p>
工 事 用 道 路		
仮 設 備		
そ の 他		マンホール内での作業は深夜0時より4時間程度とする。

※明示する項目を_____部分に記入又は追記し、不要部分は——で削除して使用すること。

第1節 一般事項

1.1 適用

1. 本仕様書は、下水道管きよの更生工事に対して、下水道本管を製管工法（自立管）により更生させる工事に適用するものである。
2. 本仕様書に特に定めのない事項については、鳥取県土木工事共通仕様書、下水道工事標準仕様書の規定によるものとする。

1.2 適用工法

1. 本仕様書の適用工法は、製管工法（自立管）である。
2. 受注者は、工法を採用するに当たっては公的機関の審査証明を得た工法であり、形成方法にかかわらず、「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）」で示す「要求性能」を満足する工法でなければならない。

第2節 施工の条件

2.1 工事概要

受注者は、工事の概要として次の事項を設計図書により確認しなければならない。

- ① 工事名称
- ② 工事個所
- ③ 路線番号
- ④ 施工延長（管きよ延長）
- ⑤ 既設管種
- ⑥ 既設管内径
- ⑦ 既設管勾配
- ⑧ 既設管施工年度
- ⑨ 工法分類
- ⑩ 更生後の断面

2.2 施工現場の条件

受注者は、工事着手に当たって現地調査を行い、以下の施工現場の条件事項について確認しなければならない。

- ① 道路状況
- ② 道路使用許可条件
- ③ 周辺環境
- ④ 進入路状況
- ⑤ 気象・気温

- ⑥ 仮排水
- ⑦ 施工時間規制
- ⑧ 排水条件
- ⑨ 流下下水量・水位

2.3 既設管調査・前処理

1. 受注者は、下水道管きよの更生に先立ち既設管きよ内を洗浄するとともに、既設管きよ内を目視又はTVカメラなどによって調査しなければならない。調査の項目は延長、調査方法、取付管突出し処理、侵入水処理、侵入根処理およびモルタル除去とし、その結果をまとめ監督員に提出しなければならない。
2. 受注者は、既設管きよ調査の結果、前処理工の必要がある場合には、監督員を協議の上、管きよ更生工事に支障のないように切断・除去等により処理しなければならない。

第3節 更生管の仕様

3.1 更生管

受注者は、工事の設計条件と次の条件に基づき更生管の構造計算を行い、その結果が確認できる資料を作成し監督員に提出しなければならない。

1. 更生管の評価
既設管きよの残存強度を見込まないこととする。
2. 荷重
鉛直土圧と活荷重による鉛直荷重の総和とする。
3. 更生管の構造計算
「下水道用硬質塩化ビニル管（JSWAS K-1）」に準じるものとする。

3.2 材料特性（物性値）

受注者は、使用する更生管材料が物性値の要求性能として耐荷性能（表面部材の偏平強度、曲げ強度）、耐薬品性、耐摩耗性、水密性、水理性及び耐震性能（変位追従性）について公的審査証明書等の審査証明を得たもの又は、これと同等以上の品質を有するものでなければならない。

第4節 施工計画

4.1 施工計画書に定めるべき事項

受注者は、管きょ更生工事の施工に当たって、工事着手前に調査を行い次の事項を明記した施工計画書を作成し監督員に提出しなければならない。

- ① 工事概要
- ② 職務分担および緊急時の連絡体制
- ③ 工事記録写真撮影計画
- ④ 実施工程表
- ⑤ 施工工法
- ⑥ 主要機材
- ⑦ 主要資材
- ⑧ 材料設計および水理性能評価
- ⑨ 材料品質証明の内容
- ⑩ 前処理計画
- ⑪ 施工管理
- ⑫ 品質管理
- ⑬ 環境対策
- ⑭ 安全・衛生管理
- ⑮ 材料の製造から使用までの保管期間と保管方法
- ⑯ 材料の運搬方法
- ⑰ 工事記録等の管理
- ⑱ その他、監督員の指示事項等

4.2 職務分担および緊急時の連絡体制

1. 主任技術者、監理技術者は、建設業法に定める有資格者でなければならない。
2. 受注者は、工事の着手に際して職務分担表を作成し、監督員に提出しなければならない。
3. 受注者は、選定した工法の技能講習を受け合格した専門技術者（主任技術者又は監理技術者との兼務可能）を、当該作業中は現場に常駐させなければならない。
4. 受注者は、本社責任者、現場代理人、主任技術者（監理技術者）の氏名、緊急連絡先（昼、夜）を明示した緊急時連絡体制表を作成し監督員に提出しなければならない。

4.3 実施工程表の作成

受注者は、工程計画の作成に当たって設計図書をはじめ「工事概要」、[施工現場の条件]、「既設管調査・事前処理」の内容を反映し、市民の生活や交通に支障をきたさないように、1サイクルで施工可能な適切な工事の範囲をあらかじめ明示し、これに必要な作業時間、養生時間等に基づき工程計画を作成し監督員に提出しなければならない。

4.4 その他の留意事項

1. 受注者は、準備工、片付け工、地先排水の水替え等についても、工事着手前に現場の機器設置スペースおよびマンホール、柵の位置を確認し、使用する主要資機材を明記し監督員に提出しなければならない。
2. 受注者は、工事着手前に監督員と協議のうえ地元住民に工事の内容を説明し、理解と協力を求め、工事を円滑に実施しなければならない。

第5節 施工管理

5.1 施工管理

1. 受注者は、工事を安全に実施し、かつ品質を確保するために、スパン毎に次の事項について適宜、監督員と協議を行い十分な管理を行わなければならない。
 - ①工程
 - ②安全・衛生
 - ③施工環境
2. 受注者は、作業開始後は作業時間内に通水（仮通水を含む）まで完了させなければならない。
3. 受注者は、現場状況等により施工計画に変更が生じた場合は、速やかに監督員と協議すると共に、施工計画書の変更を行わなければならない。

5.2 工程管理

受注者は、毎月末、所定の様式に定める「工事履行報告書等」により、工事進捗状況を監督員に提出しなければならない。

5.3 安全・衛生管理

受注者は、労働災害はもとより、物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症防止規則、並びに市街地土木工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講じなければならない。

1. 下水道管きょ更生工法における安全管理
 - 1) 有資格者の適正配置
 - 2) 下水道管内作業に適した保護具の着用
 - 3) 施工前の安全対策（情報収集）
 - 4) 施工時の安全対策
 - 5) 周辺環境への対策
 - 6) 災害防止についての対策
2. 酸素欠乏、有毒ガスなどの安全処置
3. 供用中の施工における排水対策
4. 安全に関する研修、訓練

5.4 施工環境管理

受注者は、施工中の環境に配慮するために次の環境対策を講じなければならない。

- ① 工事広報
- ② 粉じん対策
- ③ 騒音・振動対策
- ④ 温水・排水熱対策
- ⑤ 臭気対策
- ⑥ 宅内逆流噴出等対策

第6節 品質管理

6.1 品質管理

受注者は、更生後の品質を確保するため、主任技術者又は監理技術者の責任の下で、「施工前の品質管理」、「施工時の品質管理」および「竣工時の品質管理」について十分管理し、その結果が確認できる資料を作成して監督員に提出しなければならない。

6.2 施工前の品質管理

受注者は、工事着手前に、使用する更生材料等の品質を確認するため、適正な管理下で製造されたことを証明する資料を監督員に提出しなければならない。また、受注者は、必要に応じ物性試験を行い監督員に提出しなければならない。

6.3 施工時の品質管理

受注者は次の項目について施工計画書の記載内容を遵守して適切に管理しなければならない。

受注者は、施工計画書に記載された管理項目、管理値等を適切に管理すると共に、裏込め注入については自動記録紙等に温度・圧力・時間等を記録し、監督員に提出しなければならない。

- ① かん合状態の確認
- ② 充てん材性状確認
- ③ 充てん材注入圧力
- ④ 充てん材注入量管理
- ⑤ 完全充てんの確認

6.4 竣工時の品質管理

受注者は、管きょ更生時の材料で成型した供試体（施工工法毎に採取）を使用し、公的試験期間や ISO/IEC17025 認定試験所で表面部材の耐薬品性試験を行わなければならない。また、その結果を監督員に提出しなければならない。

第7節 出来形管理

7.1 寸法管理

受注者は、更生管の出来形を把握するため、更生管内径（高さ・幅）、延長を図1に示す同じ測定位置で計測し、その記録を監督員に提出しなければならない。

7.2 更生管きょ仕上がり内径の管理

受注者は、更生工事完了後の更生管厚又は仕上り内径が適正であることを次の測定方法により確認しなければならない。

1. 仕上り内径の測定は、管口付近で行うこと。人が入ることができる場合は、仕上り内径についてスパンの中間部付近でも行うこと。
 2. 測定箇所は、上下左右の充てん材を含めた更生材厚さが異なることから、更生管の内側中央高さと幅の2箇所での仕上がり内径を測定すること。
 3. 検査基準については、平均内径が設計更生管径を下回らないこととする。
- なお、既設管きょと同等の推理性能を確保しているものを合格とする。

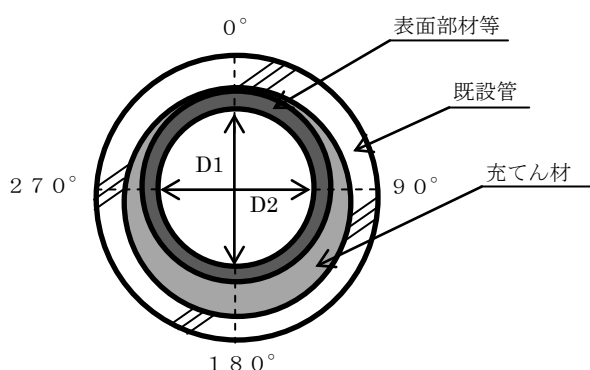


図1 仕上がり内径を測定する位置

7.3 内面仕上がり状況の確認

1. 受注者は、更生工完了時において、更生管内を洗浄し取付管せん孔片を除去した後、全スパンについて目視あるいはTVカメラにより外観検査を行い、その結果を監督員に提出しなければならない。
なお、TVカメラの場合、取付管口においては必ず側視を行い、状況を入念に確認しなければならない。
2. 受注者は、確認の内容としては、更生管の変形等の異常個所がないことを確認し、その結果を監督員に提出しなければならない。
3. 受注者は、更生管と既設マンホールとの本管管口仕上げ部においては、侵入水、仕上げ材のはく離、ひび割れなどの異常がないことを確認し、その結果を監督員に提出しなければならない。

4. 受注者は、取付管口のせん孔仕上状態として、既存の取付管口形態と流下性能を確保し、新たに漏水、侵入水の原因となる状況を発生させていないことを確認しなければならない。

7.4 工事記録写真等の撮影および提出

受注者は、工事記録写真等検査結果、フィルムなどの記録を報告書に添付して監督員に提出しなければならない。

第8節 提出図書

8.1 提出図書

受注者は、工事完了時に以下に示す図書を監督員に提出しなければならない。

- ① 本管用調査記録票
- ② 事前調査集計表
- ③ 成果表
- ④ 材料表（納品伝票）
- ⑤ 施工管理
- ⑥ 充てん材圧力・注入量管理
- ⑦ 品質性能試験報告書
- ⑧ 酸素欠乏等の濃度測定記録表
- ⑨ 工事写真

人 孔 防 食 工 (特記仕様書)

第一章 総則

1-1適用範囲

本工事は、契約書・設計図面（特記仕様書・図面・標準仕様書）に従い施工し、その他定めない事項については、鳥取県土木工事共通仕様書、下水道工事標準仕様書並びに日本下水道事業団「下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル」平成24年4月版（以下「JS指針」という）を準用するものとする。

1-2疑義の解釈

設計図面に明示のない事項、又は疑義が生じた場合は、監督員と協議すること。

第二章

使用材料・工法

施工管理

2-1

はつり工

(超高压水)

劣化部除去工は、劣化コンクリートを除去し、下地検査基準に適合する健全なコンクリート面を得ることを目的とする。

- (1) 劣化部除去深さ及び範囲：劣化コンクリートの除去は、健全なコンクリート面が得られる深さまでとする（フェノールフタレイン溶液による発色確認）。
- (2) 除去方法：処理水圧 $200\text{N}/\text{mm}^2$ 以上の超高压水による除去を標準とする。
ただし、劣化部除去後の下地検査で、劣化部の残存が部分的に認められ手直しを指示された場合は、健全なコンクリートを損傷しない入念な処理を前提とし、監督の承諾を得て電動工具等のハツリ処理で除去すること。
- (3) 除去ガラの処分：劣化部の除去されたコンクリートは、下水道施設内に残さずにできるかぎり回収すること。除去コンクリートは、産業廃棄物として適切な処分を行うこと。

2-2

下地調整工

(断面修復工)

下地調整工（断面修復工）は、既存コンクリートと一体化による鉄筋の保護機能及び構造耐力の回復を図ると共に、耐久的な被覆素地を形成させることを目的とする。

- (1) 塗り厚さ及び範囲：設計図書に示す塗り厚さとする。
- (2) 使用材料：断面修復材は超早強性無収縮タイプ断面修復材（超早強性ポリマーセメントモルタル）とし、施工3時間後の硬化状態が水流の影響を受けない材料を使用すること。
- (3) 施工品質の指標：
 - ①コテむら・突起がなく平坦で、巣穴・浮き・ひび割れのない密実な状態に仕上げる。
 - ②表面に脆弱層やエフロレッセンス・硬化不良がなく均質な状態に仕上げる。

2-3
防食被覆工
(塗布型ライニング
D種)

防食被覆工は、施設コンクリートをその腐食環境から遮断し、コンクリートの劣化を長期に防止することを目的とする。

(1) 防食被覆仕様：仕様は、原則としてJS指針適応D種相当とし、「湿潤環境対応塗布型ライニング工法」とする。なお、塗布型ライニング工法の施工仕様は次の通りとする。

防食被覆工：下地の状態、施工・養生環境条件（湿潤環境・・・湿度100%環境下での硬化養生が可能）に適した工法を選定するとともに、被覆層は均一で欠陥のない状態に仕上げるものとする。防食被覆材は、JS指針（平成24年版）規格値をクリアし、かつ、建設技術審査証明を取得したものとし、被覆厚さは使用材料製造業者規定厚み以上とする。

(2) 使用材料：本特記仕様書に規定する「使用材料の要求性能指標」に適合する工法・材料とし、施工3時間後の硬化状態が水流の影響を受けない材料を使用すること。また、防食被覆材は公的試験機関による試験により証明されたものでなければならない。

(3) 施工品質の指標

表面の状態：防食性能を損なうピンホール・硬化不良などの欠陥や、塗り斑がなく均一で平滑に仕上げること。

2-4
使用材料の要求
性能指標

2-4-1
断面修復材の
要求性能指標

断面修復に使用する材料は次の性能を有するものとする。

要求性能項目
性能指標
備考

強度特性
(圧縮強度)

材齢 3時間 3.0N/mm²以上
材齢 1日 10.0N/mm²以上
材齢 28日 24.0N/mm²以上
JIS R 5201

(曲げ強度)

材齢 3時間 1.7N/mm²以上
材齢 1日 3.0N/mm²以上
材齢 28日 5.0N/mm²以上
JIS R 5201

無収縮性
(耐ひび割れ性)

補修用モルタル

長さ変化率：-0.1%以上

(材齢28日)

JIS A 1129

2-4-2
防食被覆工法の
要求性能指標

一 体 性
(接着力)

(コンクリート下地)
材齢 28日 : 1. 5 N/mm²以上

施工環境対応性

3時間後の硬化状態が水流の影響を受けないこと。

D種の塗布型ライニング工法は、次の性能を有するものとする。

要求性能項目
性能指標
備考

接着安定性能
(接着力)

標準状態 : 1. 5 N/mm²以上 (基盤破壊)
吸水状態 : 1. 2 N/mm²以上 (基盤破壊)

耐環境性能
(耐硫酸性能)

10%の硫酸水溶液に60日間浸漬しても被覆にふくれ、われ、軟化、溶出がないこと。

硫黄浸入深さ
(耐硫酸性能)

10%の硫酸水溶液に120日間浸漬したときの侵入深さが設計厚さに対して5%以下であること かつ、100μm以下であること。

耐アルカリ性能

水酸化カルシウム飽和水溶液に60日間浸漬しても被覆にふくれ、われ、軟化、溶出がないこと。

透水性

透水量が 0. 15 g 以下

施工環境対応性

湿潤面 (水分量10%) 施工及び水中硬化養生が可能であり、水中硬化養生したものが
1. 5 N/mm²以上の接着力を有すること。

3時間後の硬化状態が水流の影響を受けないこと。

2-5
施工管理

防食工事に先立ち専門技術者を選任し、防食工事の全工程を通じて所定の被覆性能が得られるよう十分な施工管理を行わなければならない。

専門技術者は、下記のいずれかの資格要件を満たすものから選任すること。

専門技術者の資格条件	
1	防食被覆工事の施工管理経験を3年以上有し、当該工事に使用する防食被覆材料製造業者及び施工者を網羅するような団体(協会)が行う認定試験に合格した者。
2	コンクリート防食技士試験(一般社団法人日本コンクリート防食協会)に合格した者。

2-6
その他

汚水が流下する部分(インバート内等)は、施工範囲外とする。

第三章 品質管理

工事中の施工品質が確保されているかを確認することを目的とする。
検査内容は、以下の通りとする。

3-1
下地検査

下地検査は、改修下地としての健全度を確認することを目的とし、劣化部除去工が完了したコンクリート面で行う。
検査は次表による。

検査項目
検査内容・基準
検査結果の処置

外観目視

部位別にフェノールフタレイン法を実施する。

- ①劣化部：赤色に呈色すること。
*試験方法：フェノールフタレイン法(※JSマニュアル参照)
- ②損傷：浮き・割れが認められないこと。
- ③欠陥：ひびわれ・漏水その他補修工に支障を及ぼす欠陥がないこと。
- ①②に問題が有る場合は再処理するものとする。
- ③に問題が有る場合は欠陥部処理をする。

3-2
下地調整工
(断面修復工)
の検査

下地調整(断面修復)工修了後の検査は、設計仕様に基づいて部位別の施工範囲を所定厚さに修復し、所要の施工品質が確保されているかを確認することを目的とする。

【1】補修モルタルの外観及び施工厚さの検査
検査は次表による。

検査項目
検査内容・基準
検査結果の処置

外観目視

- ①平坦さ：補修モルタルの仕上がり面が防食被覆工の施工に支障なく、平坦に仕上げられていること。コテむら・突起がないこと。
- ②密実さ：表面に巣穴、ふくれなどが見られず、密実に仕上がっていること。
- ③浮き：外観上認められないこと。(打検併用)
- ④ひび割れ：外観上認められないこと。
- ①～④が有る場合は手直し。

触 診

- ⑤脆弱層：表面にドライアウト、結露水などの影響による脆弱層がないこと。
- ⑥硬化不良：部分的な未硬化不良がなく、均質に仕上がっていること。
- ⑤⑥がある場合は手直し。

施工厚さ

- ⑦検査頻度：1回以上／100㎡
(但し、壁・天井等、部位別に1箇所以上)
- ⑧基準値：平均値が設計厚さ以上であること。
- ⑨試験方法：予め試験片を取り付けておき、硬化後取り外しノギス等で測定すること。平均値が設計厚さに満たない場合、塗り増し。

注) 施工厚さは、断面修復工に先立ち、木片・発砲スチロールなどを躯体表面に取り付け、材料が硬化した後にこれを除去し、ノギス等で施工厚さを測定する。

【2】接着強さの検査

接着強さの検査は、本施工中、コンクリート平板を用いて試験体を作成し、所定の養生期間経過後試験を行う。

※本施工の施工期間が短い場合は、防食施工に先立ち予めコンクリート平板を用いて試験体を2枚作成し、うち1枚をライニング材用に用いることとする。

接着強さ検査の要領は次表による。

検査項目
検査内容・基準
検査結果の処置

接着強さ

- ①試験体：コンクリート平板の試験に用いる面を適切な方法で目粗処理し、本施工と同一の方法で所定厚さ塗りつける。
* J I S K 5 3 0 4 歩道用コンクリート平板：
3 0 0 × 3 0 0 × 6 0 mm
- ②頻度：1枚以上／1工事 1枚の試験個数＝3個
- ③基準値：材齢28日 1.5 N/mm²以上
- ④試験方法：接着力試験機

3-3
防食被覆工
の検査

防食被覆工の検査は、改修工が設計仕様に基づいて所定の管理状態の下に施工され、所要の施工品質が確保されているかを確認することを目的とする。
検査内容は、以下の通りとする。

【1】防食被覆工の外観及び施工厚さの検査

検査は次表による。

検査項目
検査内容・基準
検査結果の処置

外観目視

仕上がり（目視検査）：表面に被覆性能を損なう塗りむら・塗り残し・ピンホール等の欠陥がなく、平滑に仕上がっていること。

施工厚さ

施工厚さ：予め試験片を取り付けておき、硬化後取り外しノギス等で測定する。

1個の試験値は4側面の読み取り値の平均値とする。

検査頻度：1回以上／100㎡

（但し、壁・天井等、部位別に1箇所以上）

平均値が規格値以上を合格とする。ただし、いずれの試験値も規格値の2／3以下のものがあってはならない。平均値が設計厚さに満たない場合、塗り増し。

注）施工厚さは、防食被覆工に先立ち、プラスチック板などを躯体表面に取り付け、材料が硬化した後にこれを除去し、ノギス等で施工厚さを測定する。

【2】接着強さの検査

接着強さの検査は、本施工中、コンクリート平板を用いて試験体を作成し、所定の養生期間経過後試験を行う。

①試験体：コンクリート平板の試験に用いる面を適切な方法で目粗処理し、本施工と同一の方法で断面修復材を施工した面に所定厚さ塗りつける。

* J I S K 5 3 0 4 歩道用コンクリート平板：
3 0 0 × 3 0 0 × 6 0 mm

②頻度：1枚以上／1工事 1枚の試験個数＝3個

③基準値：1.5 N/mm²以上（養生日数は材料メーカー設定による）

④試験方法：接着力試験機

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他()		
工事の種類	<input type="checkbox"/> 新築工事 <input checked="" type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input checked="" type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他()		
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)	<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材		
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 _____ 年 その他()	
	周辺状況	周辺にある施設 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約 _____ m その他()	
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		工作物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 <input checked="" type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()	市道の占用申請及び、交通規制許可申請を行う。
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input checked="" type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約14 m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 その他()	現況道路を使用するので特に問題なし。
	特定建設資材への付着物(解体・維持・修繕工事のみ)	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	
	その他		安全施設、交通誘導員の設置が必要。
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他(舗装取壊し復旧工事)	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序 (解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他() その他の場合の理由()		
工作物に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ)	トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み
		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊	0.9トン
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン
			使用する部分又は発生が見込まれる部分(注) <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input checked="" type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他			
備考			

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

排出ガス対策型建設機械の使用に関する特記仕様書(一般工事)

本工事において表1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)」に基づく技術基準に適合する機械、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付国総施第225号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(平成18年3月17日付国土交通省告示第348号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付国総施第215号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械等を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督員と別途協議を行うものとする。

施工現場において使用する排出ガス対策型建設機械又は排出ガス浄化装置を装着した建設機械については、その機械名、会社名、形式、諸元、使用工種等を施工計画書に記載するとともに、その実際の使用が確認できる機械の全景、型式及び確認マーク等を施工現場において撮影した写真を監督員に提出するものとする。

また、表1に示す建設機械について、第1次基準値、又は第2次基準値に適合した排出ガス対策型建設機械の損料を設計計上している工事のうち、施工現場において排出ガス対策型建設機械又は排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用できない場合には、設計変更の対象とする。第2次基準値の機械損料を計上している場合において、第1次基準値の機種を使用する場合も、設計変更の対象とする。

なお、排出ガス対策型建設機械の排出ガスは、表2-1及び表2-2に掲げる基準値以下とする。

(表1)

機 種	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ ・トラクターショベル車輪式 ・ブルドーザ ・発電発動機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット 以下に示す基礎工事用建設機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの。 <ul style="list-style-type: none"> 油圧ハンマ パイプロハンマ 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入・引抜機 アースオーガ オールケーシング掘削機 リバースサーキュレーションドリル アースドリル 地下連続壁施工機 全回転型オールケーシング掘削機 ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン(ラフテレーンクレーン) 	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。

(表2-1) 1次基準値適合型

出力区分	対象物質 (単位)	HC (g/kW・h)	NO _x (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)
7.5~15kw	未満	2.4	12.4	5.7	50
15~30kw	未満	1.9	10.5	5.7	50
30~272kw	未満	1.3	9.2	5.0	50

HC:炭化水素 NO_x:窒素酸化物 CO:一酸化炭素

(表2-2) 2次基準値適合型

出力区分	対象物質 (単位)	HC (g/kW・h)	NO _x (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	PM (g/kW・h)	黒煙 (%)
8~19kw	未満	1.5	9.0	5.0	0.8	40
19~37kw	未満	1.5	8.0	5.0	0.8	40
37~75kw	未満	1.3	7.0	5.0	0.4	40
75~130kw	未満	1.0	6.0	5.0	0.3	40
130~560kw	未満	1.0	6.0	3.5	0.2	40

HC:炭化水素 NO_x:窒素酸化物 CO:一酸化炭素 PM:粒子状物質

位置図

縮尺1/50,000

